

1. 三木市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画策定の概要について

1) 計画策定の法的根拠

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、市の一般廃棄物に関する計画を定めなければならないこととされています。

この「三木市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画」（以下、「基本計画」という。）は、目標年次を概ね10年から15年先に置いて、概ね5年ごとに改定するとともに、諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適当とされています。

2) 計画策定の趣旨

本市においては、「基本計画」を平成18年3月に改定し、ごみの減量化・再資源化を推進してきました。

現行の「基本計画」は平成32年度を目標年度にしていますが、人口減少及び地域創生、廃棄物処理等の社会情勢の変化により、計画見直しの必要性が生じました。

そのため、一般廃棄物処理における今後の中・長期的な、新たな基本方針・施策を盛り込んだ「基本計画」を策定するものです。

なお、策定にあたってはこれまでの本市の廃棄物施策に関する評価を実施し、民間活用による新たなごみ処理、ごみの資源化と低炭素な循環型社会の構築をめざします。

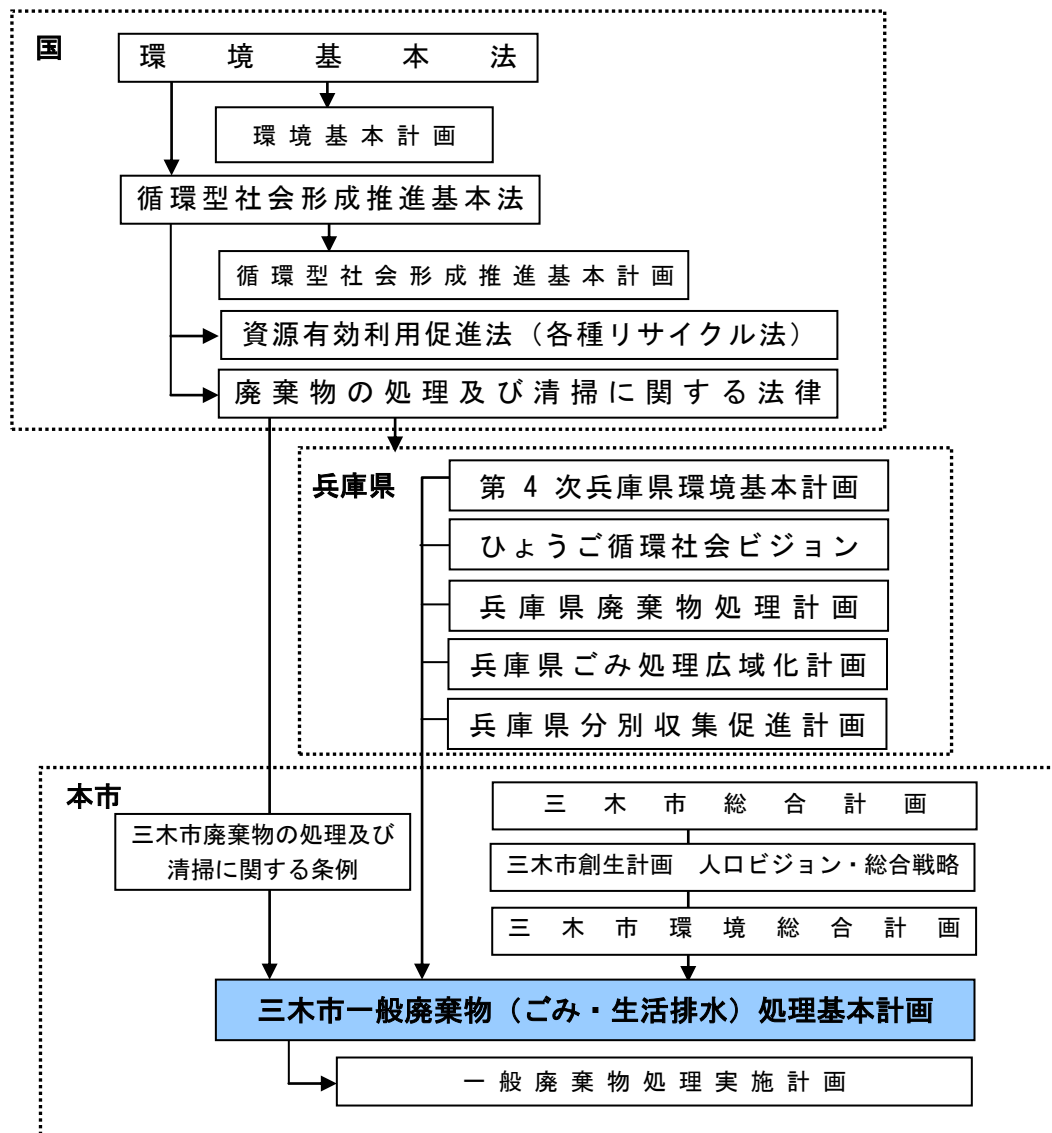
3) 計画のフレーム

- ① 対象地域：三木市全域
- ② 計画期間：平成29年度～平成38年度（10年間）
- ③ 対象物：一般廃棄物（ごみ及び生活排水）

4) 計画の位置づけ

国・県の動向、リサイクル技術動向などの社会情勢の変化、本市の状況を踏まえた調査・分析を実施し、効果的な減量化・資源化施策を計画へ反映させます。また、本計画の上位計画である「三木市総合計画」「三木市創生計画人口ビジョン・総合戦略」「三木市環境総合計画」や関連計画との整合を図ります。（図1のとおり）

図1 一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の位置付け



5) 策定にあたっての視点

次の視点を考慮して「基本計画」を策定します。

- ① 将来像や取組の方向性
- ② 上位計画との整合性
- ③ 市民・事業者のアンケート調査結果
- ④ 課題解決策の検討
- ⑤ 目標（項目・値）の検討
- ⑥ 民間活用による新たなごみ処理への対応
- ⑦ ごみの資源化と低炭素化（資源循環、エネルギー効率や資源化率の向上）

2. 計画策定に関する検討事項

「基本計画」の策定にあたり、「基本理念」、「基本方針」、「目標（項目・値）」及び「施策」等について「三木市循環型社会創造研究会」において、検討を実施し「三木市環境審議会」において審議します。

また、検討に際し、考慮すべき事項や参考とする指標等は以下のとおりです。

項 目	考慮すべき事項や参考とする指標等
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が目指す将来像（環境像）を考慮した検討を実施します。 ・「三木市総合計画」、「三木市創生計画 人口ビジョン・総合戦略」や「三木市環境総合計画」と整合を図ります。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念の実現を目標とした、取組の方針について検討を実施します。 ・国^{*1}や兵庫県が掲げる取組の方向性を指標とします。 ・本市が抱える課題について、課題解決に向けた取組の方針に関して、民間活用も含め検討を実施します。
目 標 (項目・値)	<ul style="list-style-type: none"> ・国や兵庫県が掲げる目標（項目・値）を指標とします。 ・市民・事業者のアンケート調査結果^{*2}を踏まえた検討を実施します。
施 策	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活用によるごみ処理を踏まえた検討を実施します。 ・先進事例を参考とした検討を実施します。 ・本市が抱える課題について、課題解決に向けた取組に関して検討を実施します。 ・市民・事業者のアンケート調査結果^{*2}を踏まえた検討を実施します。

*1 国では現計画策定時期（平成 18 年 3 月）において 3 R を推進していましたが、第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月 31 日閣議決定）では 2 R（リデュース〔発生抑制〕、リユース〔再使用〕）の取組をより強く推進していく方針を打ち出しています。

*2 市民・事業者におけるごみ減量化・資源化等に関する取組状況を把握し、実情に沿った目標値・施策となるよう検討を実施します。

3. 現行計画の概要

1) ごみ処理基本計画

現行計画（ごみ処理基本計画）に掲げる『基本方針』、『目標』及び『基本施策』は次のとおりです。

基本方針

基本方針1（ごみの減量化・再利用）：三者連携による3Rの促進

基本方針2（分別・収集・運搬）：3Rに準じた分別・収集・運搬体制の整備

基本方針3（ごみの適正処理）：環境負荷の少ない適正なごみ処理体制の確保・継続

目 標

ごみ総排出量

■ 中間目標年度 平成27年度：7.3%（ごみ総排出量：30,640 t/年）

■ 計画目標年度 平成32年度：8.0%（ごみ総排出量：30,417 t/年）

※数値は基準年度である平成16年度ごみ排出量からの削減率、ごみ総排出量を示します。

家庭系ごみ排出量

■ 中間目標年度 平成27年度：6.0%（ごみ排出量：20,767 t/年）

■ 計画目標年度 平成32年度：7.0%（ごみ排出量：20,544 t/年）

※数値は基準年度である平成16年度ごみ排出量からの削減率、ごみ排出量を示します。

事業系ごみ排出量

■ 中間目標年度 平成27年度：10.0%（ごみ排出量：9,873 t/年）

■ 計画目標年度 平成32年度：10.0%（ごみ排出量：9,873 t/年）

※数値は基準年度である平成16年度ごみ排出量からの削減率、ごみ排出量を示します。

資源化率

■ 中間目標年度 平成27年度：19.2%（資源化量：6,376 t/年）

■ 計画目標年度 平成32年度：19.3%（資源化量：6,368 t/年）

目標達成に向けた基本施策

基本方針1

- ・ごみ発生・排出抑制に関する取組み
- ・再利用活動の参加・協力
- ・再利用・再使用への取組み

基本方針2

- ・再資源化を踏まえた分別体制
- ・集積所等の美化
- ・回収した資源化物の対応

基本方針3

- ・中間処理施設の計画的な整備
- ・最終処分量の削減及び適正処分

2) 生活排水処理基本計画

現行計画（生活排水処理基本計画）に掲げる『基本方針』、『目標』及び『生し尿及び浄化槽汚泥の処理計画』は次のとおりです。

基本方針

基本方針1（公共下水道の整備）：公共下水道整備を積極的に推進していく。

基本方針2（公共下水道の接続）：公共下水道未接続世帯には接続を促す啓発活動を行う。

基本方針3（下水道の補完）：公共下水道未整備地区についてはこれを補完するし尿処理施設にて適正処理する。

目 標

計画目標年次である平成32年度時点において、生活排水処理率94.7%の達成を目指す。

生し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

収集運搬計画

生し尿及び浄化槽汚泥における許可業者による収集・運搬については今後も継続する。

中間処理計画

生し尿及び浄化槽汚泥の中間処理は現状体制を継続していく。

ただし、公共下水道整備の状況によっては施設の合理化を図ることとする。

最終処分計画

中間処理後のし渣については、「三木市清掃センター」において適正処理・処分を図ることとする。

現行の基本計画は前回の改定から10年が経過しており、社会情勢の変化等により新たな基本方針・施策を盛り込んだ一般廃棄物処理基本計画に、見直します。